

「農業保険法施行規則の一部改正案についての意見・情報の募集」の結果について

○パブリックコメントにおける御意見の概要及びそれに対する考え方

御質問・御意見	回答
<p>何度も改正するくらいなら、恒常的に同時利用にしたほうが良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、既に加入している方達も、もう1度野菜価格安定制度に加入できるようにしたほうが良いと思います（同時利用しない人や1年目に加入した人）。加入した年で、野菜価格安定制度に加入できる期間に違いがあるのは、なんだか公平性が保たれていないような気がします。</p> <p>(同趣旨の御意見が他に12件)</p>	<p>収入保険と野菜価格安定制度は、いずれも価格下落に対して一定の補填を行う機能を有しているため、いずれかを選択して加入していただくことが基本となっておりますが、野菜価格安定制度から収入保険への円滑な移行を促すべく、野菜価格安定制度の利用者にも収入保険のメリットを感じてもらうため、昨年、同時利用の特例を措置したものです。</p> <p>また、収入保険と野菜価格安定制度の同時利用については、野菜価格安定制度から収入保険に円滑に移行できるよう特例として措置したものであるため、既に収入保険に加入している農業者を対象とすることは考えておりません。</p>
<p>【改正の概要】について</p> <p>1 「収入保険のメリットを感じづらい」は、「同時利用のメリット・・・」ではないのか。</p> <p>同時利用による収入保険のメリットであっても、そもそも例えば同時利用による収入保険の保険料が減免されるなどのメリットがあったのか。</p> <p>2 「1年間の同時利用のみでは・・・事情が考えられることから」の理由であれば、3年目以降も延長することにならないか。</p> <p>3 R3.1から同時利用を選択した者は、本改正により自動的・手続きなしで2年目も同時利用となるのか。延長をしないことも選択できるのか。</p>	<p>今般の同時利用の期間の延長は、1年間では収入保険の加入から保険金の受け取りまでが含まれず、収入保険のメリットを感じづらいという事情を踏まえたものであることを御理解いただければと思います。</p> <p>収入保険と野菜価格安定制度は、いずれも価格下落に対して一定の補填を行う機能を有しているため、いずれかを選択して加入していただくことが基本となっておりますが、野菜価格安定制度から収入保険への円滑な移行を促すべく、野菜価格安定制度</p>

	<p>の利用者にも収入保険のメリットを感じてもらうため、昨年、同時利用の特例を措置したものです。</p> <p>なお、令和3年に同時利用している方が、令和4年も収入保険に加入される場合、収入保険への加入申請手続が必要であり、2年目も同時利用するかどうか選択していただくこととなります。</p>
<p>農業経営収入保険と野菜価格安定制度との1年間の併用だけでも現場は混乱し、間違いがあれば時間と労力をかけて訂正業務をし、支給への影響が出ていること等を考えると併用できる期間を2年間に延長することは疑問です。農業経営収入保険のメリットが1年間の加入で感じられないのであれば、1年間でメリットが感じられるように変更することの方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>もしくは農業経営収入保険と野菜価格安定制度との併用はできない様にするかにして頂きたいと思います。宜しくお願い致します。</p>	<p>今般の同時利用の期間の延長は、1年間では収入保険の加入から保険金の受け取りまでが含まれず、収入保険のメリットを感じづらいという事情を踏まえたものであることを御理解いただければと思います。</p> <p>収入保険と野菜価格安定制度は、いずれも価格下落に対して一定の補填を行う機能を有しているため、いずれかを選択して加入していただくことが基本となっておりますが、野菜価格安定制度から収入保険への円滑な移行を促すべく、野菜価格安定制度の利用者にも収入保険のメリットを感じてもらうため、昨年、同時利用の特例を措置したものです。</p>
<p>野菜価格安定対策において、令和4年1月以降の出荷に係る交付予約申込にあたり、各農協においては、既に9月頃に生産者からの価格安定の申込を受け付け、集計作業が行われている。</p> <p>この時期に制度改正がなされた場合、現場においては、生産者への再周知、農協における価格安定申込の再集計といった、業務負担が新たに発生する。</p>	<p>今般の改正については、令和4年1月以後に保険期間が開始する収入保険の加入申請の期限が11月末であることを踏まえ、当該期限に間に合うよう措置したものであることを御理解いただければと思います。</p>

<p>制度改正にあたっては、価格安定対策事務に支障が出ない時期に改正いただくようご配慮願いたい。</p>	
<p>農業経営収入保険と野菜安定基金制度とを同時に利用できる期間を1年間から2年間に延長する件について</p> <p>収入保険制度の改正と資料が煩雑になっており、栽培生産者に発送する資料が膨大になってきております。さらに生産者サイドにおいても制度そのものの理解が乏しく資料を配布してもチェックミスが発生して安定基金の交付が2カ月近く遅れて交付されるなど事故が多発しております。</p> <p>この件に関連して組合に所属する荷主サイドでは組合事務局から発送された生産者向け資料を個々の生産者に送付（返送封筒差し込み）して（雛形を作成）発送します。事業者の事務作業が非常に多くなり人件費用と通信費（荷主個々に負担）が膨大に膨れ上がってきております（荷主に一切の費用補助なし）。</p> <p>つきましては、保険制度の中央管理センターとして農業共済での制度管理の全委託をお願いしたいところです。当組合事務局も人員の不足から作業に時間がかかり、本来の運営事業に影響がおきております。具体的には当組合が農業共済に生産者の保険加入の是非を一元的に問い合わせ、受け入れを許容していただきたいと考えております。この作業が出来ることによってミスもなくなり煩雑な業務を圧縮、費用も節減できることとなります。</p> <p>野菜価格安定制度について</p> <p>主に人参を栽培されている生産者は畑作地域（政府干渉作物）の方々为主体です。収入保険に関しましては制度の利用掛け金の負担と安定した収穫物（干渉作物）及び野菜の価格安値安定基金が交付（共済セット）されるなど収入保険の加入の妨げになっております。北見地区では玉葱栽培中心の生産者方が多く、弊社の奨励もあり収入保険に移行する栽培生産者がおおくなりました。生産産地構成（栽培適地）の事情もありますが、野菜価格安定制度を廃</p>	<p>制度の発足以来、収入保険は手続を簡素化してきているところであり、御意見を踏まえ、今後も手続の効率化に努めてまいります。</p> <p>なお、収入保険の業務の一部は、法令上、農業協同組合や一部の金融機関に委託できることとされております。</p> <p>野菜価格安定制度の廃止につきましては、今回の改正とは直接関係がありませんので、御意見として承ります。</p>

<p>止することをお勧めいたします。収入保険に一本化することが望ましいと考えます。畑作地域では農業共済の制度も手厚くなったことから収入保険の加入を見送る傾向が強くなっています、それはそれで仕方ありませんが安定基金制度は制度を利用上で、補填予約数を維持する為に強引な出荷を行い価格低迷に陥っているにも関わらず基金のお金目当てに出荷し続ける団体 JA が少なくありません。この野菜価格安定制度が日本の流通を乱していることは免れません。全てが収入保険で生産者が守られれば、この安値安定制度は不必要であり生産産地は契約栽培農家も多くなり、不必要な農産物は流通されなくなることでしょう。</p> <p>特に卸売りにかかる強引な値決め(JA)負担は卸売りの経営を圧迫しており日本の食のシステムを乱しております。一刻も早く野菜価格安定基金制度の撤廃をお願いするところです。</p>	
<p>野菜価格安定事業との同時加入について恒久化を要望致します。</p> <p>合わせて、収入減少影響緩和対策及び畜産関係の対策等についても同時加入と恒久化を要望致します。</p>	<p>収入保険は、価格下落に対して一定の補填を行う機能を有しており、同様の機能を有する収入減少影響緩和対策や加工原料乳生産者経営安定対策、野菜価格安定制度等とは選択加入を基本としておりますが、野菜価格安定制度から収入保険への円滑な移行を促すべく、野菜価格安定制度の利用者にも収入保険のメリットを感じてもらうため、昨年、同時利用の特例を措置したものです。</p> <p>一方、肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵については、肉用牛肥育経営安定交付金制度(牛マルキン)等の対策において、収入減少だけではなくコスト増も含めて補填されていることから、収入保険の対象外としています。</p>
<p>収入保険には制度の当初、2019年1月から加入しています農業者ですが、収入保険加入時に野菜価格安定制度との同時利用はできないと説明を受けて、加入に対して大変悩みました</p>	<p>収入保険と野菜価格安定制度の同時利用については、野菜価格安定制度から収入保険に円滑に移行で</p>

<p>が、将来のことを考えて収入保険に加入しました。その後時限措置ですが同時利用が可能になり不公平感を強く感じています。さら延長ということで不公平感がさらに強くなりますが、仕方ないと思います。</p> <p>別件ですが、収入保険に加入して思うことは、基準価格の90%を下回ったときに保険金が支払われるという点です。</p> <p>現実には損益分岐点が90%になる年度もあり大変厳しい状況です。</p> <p>できれば95%を下回った時に保険金が出るように改正いただきたく要望します。</p>	<p>きるよう特例として措置したものであるため、既に収入保険に加入している農業者を対象とすることは考えておりません。</p> <p>収入保険の補償水準を上げた場合、保険金の支払いが増え、事務コストが増嵩し、保険料も高くなるという問題が発生します。</p> <p>このことを踏まえ、補償水準は基準収入の90%とさせていただいているところです。</p>
<p>当初は令和3年1月から当分の間、初めて収入保険に加入される方を対象に最初の1年間に限り野菜価格安定制度との同時利用が可能でしたが、令和3年分に初めて加入された方は令和4年分も暫定で同時利用が可能となりました。</p> <p>現在、当JAは野菜の指定産地であるため大半の生産者は野菜価格安定制度に加入いただいております。野菜価格安定制度は出荷して市場価格が補償基準価格を下回った場合の補償として長年再生産に向け有効に活用しているところです。</p> <p>しかし、野菜価格安定制度は野菜を出荷しないと補償の対象となりません。</p> <p>また、収入保険は自然災害をはじめあらゆる収入減少に対し補償されますが、補償があるがゆえに高品質の野菜を生産しようという意識の欠如が懸念されます。</p> <p>両制度を恒久的に同時利用できる仕組みの構築により、両制度のデメリットを補い生産者は最大限の努力を行い高品質の野菜を生産するとともに、不慮の災害に見舞われた場合のセイフティーネットとしての収入保険と二段構えにすることで担い手不足の解消、生産量の維持により消費者へ安定供給することが可能となります。</p> <p>是非とも、令和元年から収入保険に加入している生産者も含め恒久対策としての同時利用</p>	<p>収入保険は、経営規模を拡大したり、新たな品目の生産などにチャレンジすることにより、農業者の収入が増加傾向にある場合は、これらの収入の増加を補填の基準となる金額に反映できる仕組みとなっており、所得の向上に向けた農業者の努力を促すものになっていると考えております。</p> <p>収入保険と野菜価格安定制度は、いずれも価格下落に対して一定の補填を行う機能を有しているため、いずれかを選択して加入していただくことが基本となっておりますが、野菜価格安定制度から収入保険への円滑な移行を促すべく、野菜価格安定制度の利用者にも収入保険のメリットを感じてもらうため、昨年、同時利用の特例を措置したものです。</p>

が可能な制度構築を求めます。	
「1年間の同時利用のみでは収入保険の加入から保険金の受け取りまでが含まれず、収入保険のメリットを感じづらいという事情」を具体的な事例でわかりやすく説明をお願いします。	収入保険は税務申告に基づき保険金を算定する制度であるため、保険金の支払いを受けることができるのは1年間の保険期間が終了し、確定申告を行った後となるため、収入保険のメリットが感じられず、移行の判断が難しいという事情が考えられます。